

揮発油税の「当分の間税率」の廃止等について

1 租税特別措置法の「当分の間税率」の廃止

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 88 条の 8（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例）に規定されている「当分の間税率」は、廃止するものとする。

【揮発油税及び地方揮発油税の税率】 (1 kℓ当たり)

	揮発油税	地方揮発油税	合計
本則税率	24,300 円	4,400 円	28,700 円
当分の間税率	48,600 円	5,200 円	53,800 円

※ 「当分の間税率」導入の理由について、平成 22 年度税制改正大綱では「現在は石油価格も安定しており、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響についても度外視できない状況にもあります。また、急激な税収の落ち込みにより、財政事情も非常に厳しい状況にあることも踏まえる必要があります。」とされているところ、廃止の理由をどのように説明するか。

※ 「当分の間税率」が廃止されることによって地方揮発油税約 362 億円(令和 2 年度)の歳入が減少することとなり、地方財政に与える影響について指摘を受けるのではないかと。

2 揮発油に対する消費税の課税の在り方

政府は、自動車¹が国民生活に重要な役割を果たしていることに鑑み、揮発油に対する消費税の課税の在り方について、自動車に係る国民負担の軽減の観点から検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※ 揮発油の製造者等が納税義務者となっている揮発油税及び地方揮発油税については、揮発油の販売価格の一部を構成するものとして「(消費税)法第 28 条第 1 項《課税標準》に規定する課税資産の譲渡等の対価の額には、・・・揮発油税・・・が含まれる」(消費税法基本通達 10-1-11)とされている。揮発油に対する消費税の課税の在り方については、このような従来の消費税の課税標準の考え方も踏まえ、検討する必要があるのではないかと。

※ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 68 号)第 7 条第 1 号ヌにおいて「酒税、たばこ税及び石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、国及

び地方の財政状況、課税対象となる品目をめぐる環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討する。」とされていることや、財務大臣が「消費税の課税標準である価格に個別間接税を含むという取扱いは、これはもう国際的に確立した共通のルールとなっております」（平成31年1月31日参本会議）と答弁されていることに留意する必要がある。